(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	○	
藤	藤	✓ ク	三 塩 大	○	

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな） 亀栄会（きえいかい）

2 主たる事務所の所在地 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-9-717

3 代表者の氏名 亀井亜紀子

4 会計責任者の氏名 新川彰人

5 令和　　年分

団体コード	
前年繰越額	1,519,990 円

事務担当者の氏名 新川三紀子

電話番号 (03)3445-7811

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

3150号
8.6.29
東京都選挙管理委員会事務局

受付
8.9.15
収支公開室
第　号

活動区域の区分

全国
（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☑ 有　☐ 無

公職の種類 衆議院議員(現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 亀井亜紀子

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等 亀井亜紀子

公職の種類等 衆議院議員(現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2308

101180

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,808,512
（前年からの繰越額）	1,519,990
（本年の収入額）	5,288,522
支　出　総　額	6,763,122
翌年への繰越額	45,390

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	5,287,995	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	5,287,995	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	5,287,995	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1件10万円未満のもの	527	
	合　　計	527	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	亀井　亜紀子	1,000,000	R7/8/15	島根県	松江市西津田６－７－１７－３０１	衆議院議員	
2	亀井　亜紀子	1,000,000	R7/9/15	島根県	松江市西津田６－７－１７－３０１	衆議院議員	
3	亀井　亜紀子	1,000,000	R7/10/15	島根県	松江市西津田６－７－１７－３０１	衆議院議員	
4	亀井　亜紀子	1,000,000	R7/11/15	島根県	松江市西津田６－７－１７－３０１	衆議院議員	
5	亀井　亜紀子	1,000,000	R7/12/15	島根県	松江市西津田６－７－１７－３０１	衆議院議員	
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附	287,995					
	合計	5,287,995					

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,047,126		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	64,991		
(4) 事務所費	2,869,776		
小計	3,981,893	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	519,848		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	2,261,381		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	2,781,229	0	
合計	6,763,122		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	64,991				
	合計	64,991				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	コピー機使用料	65,206	R7/1/7	株式会社ミック	島根県松江市学園南２－１０－１４タイムプラザビル１階	
2	印刷費	66,800	R7/1/10	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田３－１	
3	家賃	33,000	R7/1/23	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
4	コピー機リース料	12,980	R7/1/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
5	車両整備費	64,850	R7/2/21	トヨタモビリティ東京株式会社　芝浦店	東京都港区芝浦４－８－３	
6	家賃	33,000	R7/2/25	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
7	車両整備費	236,177	R7/2/26	トヨタモビリティ東京株式会社　芝浦店	東京都港区芝浦４－８－３	
8	コピー機リース料	12,980	R7/2/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
9	車両整備費	52,690	R7/3/13	トヨタモビリティ東京株式会社　芝浦店	東京都港区芝浦４－８－３	
10	家賃	33,000	R7/3/24	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
11	コピー機リース料	12,980	R7/3/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
12	車両整備費	41,910	R7/4/24	トヨタモビリティ東京株式会社　目黒本町店	東京都目黒区目黒本町２－１６－２４	
13	家賃	33,000	R7/4/26	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
14	コピー機リース料	12,980	R7/4/28	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
15	コピー機リース料	12,980	R7/5/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
16	家賃	33,000	R7/5/28	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
17	家賃	77,000	R7/6/10	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
18	コピー機リース料	12,980	R7/6/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
19	家賃	77,000	R7/7/2	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
20	コピー機使用料	14,532	R7/7/7	株式会社ミック	島根県松江市学園南２－１０－１４タイムプラザビル１階	
21	収支報告書監査料	33,000	R7/7/25	にいむら会計事務所	東京都千代田区九段南１－５－６　６階	
22	コピー機リース料	12,980	R7/7/28	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
23	家賃	77,000	R7/8/15	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
24	コピー機リース料	12,980	R7/8/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
25	印刷費	132,000	R7/9/1	松栄印刷株式会社	島根県松江市西川津町６６７－１	
26	広報ビデオ	220,000	R7/9/3	株式会社東本三郎ＹＯＲＯＺＵ相談室	東京都中央区銀座２－１４－２　銀座ＧＴビル２階	
27	家賃	77,000	R7/9/10	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
28	コピー機リース料	12,980	R7/9/29	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
29	コピー機使用料	39,281	R7/10/7	株式会社ミック	島根県松江市学園南２－１０－１４タイムプラザビル１階	
30	登記変更料	17,759	R7/10/7	さくさ社会保険労務士事務所	島根県松江市大正町４２２－５　Ｔ．Ｉビル	
31	家賃	77,000	R7/10/10	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
32	コピー機リース料	12,980	R7/10/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
33	郵便料金	29,520	R7/10/31	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
34	家賃	77,000	R7/11/17	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
35	コピー機リース料	12,980	R7/11/27	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
36	印刷費	15,375	R7/12/4	株式会社文成社　衆議院店	東京都千代田区永田町１－７－１　衆議院内	
37	車両整備費	230,000	R7/12/9	ネッツトヨタ島根株式会社	島根県松江市西津田２－１４－１６	
38	看板	347,600	R7/12/16	株式会社益田工房	島根県益田市あけぼの西町３－１４	

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
39	家賃	168,000	R7/12/17	立憲民主党島根県総支部連合会	島根県松江市津田町３０１	
40	家賃	77,000	R7/12/19	松倉　治夫	島根県益田市あけぼの本町９－１５	
41	コピー機リース料	12,980	R7/12/29	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋１－５－２　汐留シティセンター１９階	
	その他の支出	235,316				
	合計	2,869,776				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会合費	70,775	R7/5/20	ザ・キャピトルホテル　東急	東京都千代田区永田町２－１０－３	
2	会合費	22,616	R7/5/27	食無双	東京都目黒区目黒１－６－１２	
3	会合費	17,500	R7/8/1	寿司処みのり	島根県益田市駅前町１１－７	
4	会合費	10,472	R7/8/17	株式会社ココスジャパン	東京都港区港南２－１８－１	
5	会合費	18,000	R7/12/5	ｃａｆｅ＆ｈｏｓｔｅｌ　TMC	島根県鹿足郡津和野町後田ロ６０－２３	
6	会合費	10,120	R7/12/5	ｐｉｎｏＲｏｓｓｏ	島根県鹿足郡津和野町後田ロ２８４	
7	会合費	21,340	R7/12/19	メキシカン・レストラン　エル・アルボル	東京都新宿区四谷１－７　第２鹿倉ビル１階	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	48,535				
	合計	219,358				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	贈答品	30,800	R7/5/14	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町４－１	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	30,800				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	東京島根県人新年会	15,000	R7/1/14	東京島根経済クラブ	東京都千代田区平河町２－６－３ 都道府県会館１１階 島根県東京事務所内	
2	世界平和祈願祭	15,000	R7/6/22	出雲國神仏霊場社縁座の会	島根県出雲市大社町杵築東１９５	
3	阿部とも子出版記念会	20,000	R7/12/8	阿部とも子の会	神奈川県藤沢市鵠沼石上１－１３－１３	
4	こんや友の会	15,000	R7/12/23	有限会社こんや	島根県松江市玉湯町玉造１２４６	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	105,685				
	合計	170,685				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	タクシー	14,340	R7/2/16	日本交通株式会社　品川営業所	東京都港区港南４－７－６１	
2	宿泊費	40,675	R7/4/13	ＡＮＡクラウンプラザホテル大阪	大阪府大阪市北区堂島浜１－３－１	
3	宿泊費	23,600	R7/4/22	ホテルニューオータニ博多	福岡県福岡市中央区渡辺通１－１－２	
4	タクシー	10,150	R7/8/2	国際自動車株式会社　東雲営業所	東京都江東区東雲２－６－１	
5	タクシー	10,240	R7/11/23	江戸川総業株式会社	東京都江戸川区東小松川４－５４－１７	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	99,005				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	日本・カナダ友好議員連盟視察費	1,535,170	R7/9/18	株式会社ＪＴＢ　霞が関事業部	東京都千代田区霞が関３－２－５霞が関ビルディング２３階	
2	万博視察宿泊費	43,700	R7/10/4	ホテルニューオータニ大阪	大阪府大阪市中央区城見１－４－１	
3	日本・カナダ友好議員連盟視察宿泊費	56,544	R7/9/6	STERNWHEELER TRADEMARK WHITEHO STERNWH	201 Wood Street, Whitehorse, Yukon Territory, Y1A 2E4, CANADA	
4	日本・カナダ友好議員連盟視察宿泊費	98,457	R7/9/8	FAIRMONT HOTEL VANCOUVER	900 West Georgia Street, Vancouver, British Columbia	
5	視察宿泊費	30,800	R7/9/14	Ｓｈｅｚ　ＳＡＷＡ	島根県隠岐郡知夫村仁夫２２９３	
6	視察宿泊費	30,800	R7/9/14	Ｓｈｅｚ　ＳＡＷＡ	島根県隠岐郡知夫村仁夫２２９３	
7	万博視察タクシー	13,360	R7/8/31	日本交通株式会社	大阪府大阪市西区新町３－１４－１３	
8	万博視察タクシー	25,180	R7/8/31	日本タクシー株式会社	大阪府大阪市旭区赤川１－１０－２１	
9	万博視察タクシー	11,260	R7/10/3	大阪エムケイ株式会社	大阪府大阪市西成区北津守２－１－２１	
10	山陰インド協会視察費	148,000	R7/10/16	東武トップツアーズ株式会社　松江支店	島根県松江市白潟本町１３－４	
11	山陰インド協会視察費	74,360	R7/11/11	東武トップツアーズ株式会社　松江支店	島根県松江市白潟本町１３－４	
12	地図	163,900	R7/8/27	株式会社ゼンリン　松江営業所	島根県松江市学園南２－１０－１４タイムプラザビル２階	
13	国会便覧	10,200	R7/12/19	おかめ堂	東京都千代田区永田町２－１－２衆議院第二議員会館地下１階	
14						
15						
	その他の支出	19,650				
	合計	2,261,381				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	亀井　亜紀子	5,500,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　29日

政治団体の名称　亀栄会

会計責任者の氏名　新川幸人　新

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月24日

亀栄会
代表　亀井亜紀子　殿

登録政治資金監査人　新村貢一
登　録　番　号　第２７４号
研修修了年月日　平成21年10月15日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、亀栄会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、登録政治資金監査人　新村貢一の所属するにいむら会計事務所（東京都千代田区九段南１－５－６りそな九段ビル６階）において行った。

（別記）

作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断したため。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

亀栄会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、亀栄会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上